

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和3年度】実績

1 福祉施設の入所者の地域生活への移行

【基本指針①】 令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上を、令和5年度末までに地域生活に移行する。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
令和元年度末時点の施設入所者数(A)	令和元年度末時点の実績	15人	14人	14人
【目標値】地域生活移行者数	施設入所から地域生活へ移行する者の数 (国の目標:Aの6%)	2人	0人	0人

【基本指針②】 令和元年度末時点の施設入所者数を、令和5年度末に1.6%以上削減する。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
令和元年度末時点の施設入所者数	令和元年度末時点の実績	15人	14人	14人
【目標値】令和5年度入所者数	令和5年度末見込み数	13人	14人	14人
【目標値】削減見込み	差し引き減少見込み数 (国の目標:1.6%以上)	2人	0人	0人

2 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

【基本指針】 市町村ごとに保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置する。

遠賀中間地域障がい者支援協議会で協議を予定としているが、現状として協議の場の設置までは至っていない。今後も、引き続き協議をしていく。

3 地域生活支援拠点等の整備

【基本方針】 地域生活支援拠点等(地域生活支援拠点又は面的な体制)について、令和5年度末までに、各市町村または各圏域に少なくとも一つを確保しつつ、年1回以上運用状況を検証及び検討する。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
地域生活支援拠点の整備	中間市・遠賀郡圏域で地域生活支援拠点等1箇所確保しつつ、その機能の充実のため、運用状況の検証を及び検討を実施する。	1箇所	1箇所	1箇所

令和2年4月より地域生活支援拠点等事業を実施し、事業者の登録及び利用者の新規受付を開始した。また、地域生活支援拠点等事業の評価・検証を行った。今後は、地域生活支援拠点等の機能の充実へ向けて取り組んでいく。

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和3年度】実績

4 福祉施設から一般就労への移行等

【基本指針①】 令和5年度中に、令和元年度実績の1.27倍以上を福祉施設から一般就労へ移行する。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
令和元年度の一般就労への移行実績(A)	令和元年度中において福祉施設を退所し、一般就労した者の数	1人		
【目標値】 令和5年度中の一般就労への移行者数	令和5年度中において福祉施設を退所し、一般就労する者の数 (国の目標:Aの1.27倍以上増)	2人	5人	2人

【基本指針②】 令和5年度中に、就労移行支援の利用者を令和元年度実績の1.3倍以上とする。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
令和元年度末における就労移行支援の利用者数 (B)	令和元年度末の就労移行支援から一般就労への実績	1人		
【目標値】 令和5年度中における就労移行支援の利用者数	令和5年度の就労移行支援から一般就労への移行者数 (国の目標:Bの1.3倍以上増)	2人	2人	2人

【基本指針③】 就労移行支援事業所のうち就労移行率が8割以上の事業所を全体の7割以上とする。

※現在、町内に就労移行支援事業所はないが、新たに設置された場合、下記を目標とする。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
就労移行支援事業の利用者のうち就労移行率が8割以上の事業所	国の基本指針に即して、就労移行率が7割以上の事業所を1箇所設置することを目標とする。	1箇所	—	—

【基本指針④】 就労定着支援事業による支援を開始した時点から1年後の職場定着率を8割以上とする。

※就労定着支援は平成30年度より提供開始したため、下記の目標は令和元年以降のものとする。

項目	考え方	数値	R2実績	R3実績
各年度における就労定着支援の利用者数	就労定着支援の利用者数	1人	0人	0人
各年度における就労定着支援の継続利用者数	年度末時点で1年以上継続してサービスを利用している人数	1人	0人	0人
職場定着率	各年度の目標	1.0	0	0

第6期障害福祉計画 国の基本指針に基づく【令和3年度】実績

5 障がい児支援の提供体制の整備等

(1) 児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

【基本指針①】 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上設置する。

本町の状況

中間市・遠賀郡圏域に児童発達支援センターが2箇所整備されており、児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援のサービスを提供している。(くすのき:岡垣町、いっぽ:中間市)

【基本指針②】 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する。

本町の状況

保育所等訪問支援を提供している事業所は中間市・遠賀郡圏域に5箇所ある。
令和3年度はこれらの事業所によりサービスを提供している。本町における利用者数は、令和2年度2.3人/月、令和3年度2.3人/月と変化は見られなかった。
主に幼稚園・保育園の利用児が多いが、学童期においても支援が必要な場合は、学童期でも利用をしている。

(2) 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

【基本指針】 令和5年度末までに、主に重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を、各市町村若しくは圏域に少なくとも1箇所以上確保することを基本とします。

本町の状況

中間市・遠賀郡圏域に重度心身障がい児を対象とする児童発達支援・放課後等デイサービス事業所が3箇所整備されている。(こどもデイサービスにこり:岡垣町、ハッピーワークス:遠賀町、OZデイみずまき:水巻町)
* 令和3年度 利用児童:0名

(3) 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

【基本指針】 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害、福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場をもうけることを基本とします。

本町の状況

自立支援協議会で圏域市町と情報交換等は行ったが、協議の場の設置までには至っていない。なお、現時点では対象児はいない。